

土人形の里 信州なかの

土人形絵付けコンテスト

入賞作品発表



▲竹内海月さんの作品



▲保科謙一さんの作品



▲藤森郎多さんの作品

土人形の愛らしさと素材さ
を自分の手で感じてもらおう
と、第7回土人形絵付けコン
テストを実施しました。市内
外から3部門で464点の応募
があり、2月12日に審査会
を決定しました。

小学校低学年(以下)の部

最優秀賞

竹内海月さん (平岡小3年)

優秀賞

渡辺瑞季さん (平岡小3年)

東谷涼斗さん (日野小3年)

竹内あおいさん (延徳小3年)

小学校高学年の部

最優秀賞

藤森郎多さん (中野小5年)

優秀賞

田中莉那さん (中野小6年)

武田実咲さん (平岡小4年)

山田凜々花さん (平岡小5年)

一般の部

最優秀賞

保科謙一さん (小布施町)

優秀賞
宮沢淳さん (長野市)
矢島路子さん (吉田)
樋田優花さん (小布施中3年)

このほか、佳作に30点(各
部門10点)の作品が入選しま
した。たくさんのご応募あり
がとうございました。

なお、表彰式は、3月24日
(日)午前10時から中野陣屋・県
庁記念館で行います。

詳しくは、市公式ホーム
ページをご覧ください。
市公式ホームページ
<http://www.city.nakano.nagano.jp/>

絵付けコンテスト応募
作品展示(全464点)

期間 3月24日(日)～4月1日(月)
会場 中心市街地活性化施設
(中町公会堂隣り)

問い合わせ先
商工観光課観光係
☎(22)2111 (内線259)



北信州の春の風物詩「中野
ひな市」が3月31日(日)、4月1
日(月)に市街地で開催されます。
土人形の里ならではのイベン
トにぜひ、お出掛けください。

全国土人形即売市

全国約20カ所の土人形を一堂
に集めた日本唯一の即売市です。

3月31日(日) 正午～午後5時
4月1日(月) 午前10時～午後3時
会場 中野陣屋前広場公園

大籠びな行進

3月31日(日) 午後6時

出発場所 中野商工会議所前
土人形絵付け体験
奈良久雄さんの制作実演を
同時開催

3月31日(日)、4月1日(月)
午前10時～午後3時

会場 まちなか交流の家
まちかど土びな展
市街地70店舗の店先に各店
所有の土人形を展示しています。

4月1日(月)まで

問い合わせ先
商工観光課観光係
☎(22)2111 (内線259)

中野土びな展示即売会
郷土玩具中野土人形(中野
人形、立ヶ花人形)を抽選販
売します。即売後は出品され
た人形を見学できます。

○展示
3月30日(土) 正午～午後5時
3月31日(日) 午前9時～午
後1時、午後6時半～8時半
4月1日(月) 午前9時～午後
3時
会場 中野商工会議所
○即売 3月31日(日) 午後2時～
会場 中野商工会議所
○即売に当たっての抽選
3月31日(日) 午前11時～
会場 中央通り

債権管理条例を施行します

制定の目的と経過

市では、財政の健全化と市民負担の公平性を確保し、市が保有する全ての債権の適正な管理および未収金の縮減を図るため、中野市公金収納推進本部において検討を進めてきました。

昨年12月市議会において、中野市債権管理条例を制定し、本年4月1日から施行します。

この条例は、市の債権管理に関する事務処理について、必要な事項を定めることにより、市の債権管理の適正化を図ることを目的としています。

これまで、市税以外の収入については、滞納者に対して強制的な徴収は行っていませんでした。また、水道料金のような私債権については、例えば、消滅時効期間が満了した債権に

ついて、滞納者が時効の利益を主張しない限り消滅しませんでした。滞納者が行方不明のような場合は、徴収できる見込みがないにもかかわらず、不納欠損処理をしても、債権はそのまま残っている状況でした。

そこで、「債権管理適正化マニュアル」を策定し、全ての債権者の取り扱いを統一することで、迅速な処理や法的措置を行えるようにして、滞納となっている債権の縮減を図ります。

ただし、破産免責を受けた私債権や時効完成後の私債権のように、どうしても徴収できない見込みのない債権については、放棄できる規定を設け、債権処理の適正化を図ります。

また、水道料金の発生原因(契約等)に基づいて発生する債権に、水道料、市営住宅使用料、住宅改修資金、駐車料金、農集排施設使用料等

債権管理条例の主な内容

督促：市の債権について履行期限までに納付がされない場合、督促を行います。

滞納処分、強制執行等：督促後、なお履行されず未納が続いた債権について、法令

4月から

市役所の組織が一部変わります

市民サービスの向上と効率的で弾力的な行政運営を行うために、4月1日から市役所の組織が一部変わります。

新たに危機管理課を設置

ここ数年、自然災害が多発しており、特に地震災害は、一昨年発生した東日本大震災をはじめ、本市においても震度5弱を観測した昨年7月の

県北部地震の発生など、いつどこで発生するか予想ができません。市では、喫緊の課題である防災体制の充実・強化を図るため、新たに危機管理課を設置します。

人権政策課と男女共同参画推進室を人権・男女共同参画課に統合

人権問題の定義が広がり、男女の社会参画もこれに含まれることから、課と室を統合し、事務の効率化を図ります。

農政課農政振興係を農政係と振興係に再編成

現在の農政振興係を農政管理部門と生産振興部門の2係に再編成することにより、係の専門性を高め、市民の皆さんへのきめ細かな対応に努めます。

問い合わせ先

庶務課庶務文書係
☎ 21111 (内線211)

を放棄することができます。

納付が困難な場合は

やむを得ない事由により納付が困難な方については、分割での納付や履行期限の延長などの手続きが行える場合があります。

納付についてお困りのことがありましたら、各債権担当課にご相談ください。

